



国保の手続きは2週間  
以内に行いましょう

4月は、引っ越しや就職・退職などにより保険が変わる方が多い時期です。手続きには、次の手続きに必要なものと、窓口に来られる方の本人確認ができるもの(免許証等)をお持ちください。

■こんなとき↓必要なもの

- ・職場の健康保険(被扶養者を含む)に加入した↓全員の新しい健康保険の資格が分かるもの、国保被保険者証または資格確認書(返却)
- ・職場の健康保険(被扶養者を含む)の資格を喪失した↓健康保険の資格喪失日・被扶養者でなくなった日の分かる書類

・転入する↓転出証明書

・転出する↓国保被保険者証または資格確認書(返却)

・修学のために転出する(修学特例により香南市の国民健康保険を利用できます)↓学生証または在学証明書

■問い合わせ

市役所市民保険課



空き地の定期的な  
管理をお願いします

空き地をそのままにしておくと、草木の繁茂だけでなく、害虫・害獣の発生や、不法投棄、火災の原因となる恐れがあります。

市民の皆さんの良好な環境のためにも、空き地の適正管理をお願いします。

■問い合わせ

市役所環境対策課



令和7年度  
就学援助費のご案内

経済的な理由により就学に必要な学用品費や給食費等の支払いが困難な保護者に対して、その費用の一部を援助します。4月以降も随時受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

■対象

①生活保護を受けている世帯

## 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

香南市では、生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)と、し尿を併せて処理する浄化槽(10人槽以下)を設置する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。先着順での受け付けとなります。各要件等、詳細についてはお問い合わせください。

### ◆補助金額

| 人槽区分 | 補助金額     |          |
|------|----------|----------|
|      | 国庫補助     | 市単独補助    |
| 5人槽  | 332,000円 | 220,000円 |
| 7人槽  | 414,000円 | 276,000円 |
| 10人槽 | 548,000円 | 364,000円 |

◆補助金交付条件/専用住宅、併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物の)などの居住用建物の敷地に合併浄化槽を設置し、居住しようとする個人が対象です。

◆補助対象地域/国庫補助地域と市単独補助地域

◆補助金申請書/上下水道課窓口またはホームページから取得できます。

◆受付開始/国庫補助…5月下旬(予定)～、市単独補助…5月7日(水)～

※国庫補助については市が国からの事業交付決定を受けてから申請受け付けを開始します。受付開始日は市ホームページをご覧ください。上下水道課までご連絡ください。受付開始後、書類審査を行い補助金交付決定をするため、日数を要する場合がありますのでご了承ください

◆受付場所/上下水道課(市役所本庁舎5階)

◆受付時間/8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日、12:00～13:00を除く

◆その他/補助金交付決定前に、すでに工事を開始または終了している場合は対象となりません。また、その他補助対象外となる場合が補助金交付要綱で定められています。

◆問い合わせ/市役所上下水道課 下水道係 ☎57-8512

▼ホームページQR



## 児童手当について

児童手当は、家庭生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、高校生年代までのお子さんを養育している方に支給するものです。

### ■支給額/

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 0～3歳未満(第1,2子)   | 15,000円/月 |
| 3歳～高校生年代(第1,2子) | 10,000円/月 |
| 0歳～高校生年代(第3子以降) | 30,000円/月 |

※22歳到達後の最初の3月31日までの間にある子のうち、最年長の児童を第1子と数えます(受給者が監護・生計費の負担をしている場合に限る)

例 24歳、21歳、17歳、14歳、11歳のお子さんがある場合

24歳(—)⇒支給対象外(カウント対象外)  
21歳(第1子)⇒支給対象外(カウント対象)  
17歳(第2子)⇒支給対象/月額10,000円  
14歳(第3子)⇒支給対象/月額30,000円  
11歳(第4子)⇒支給対象/月額30,000円



■支給時期/原則として毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。支給日は各月の10日です(ただし、10日が金融機関の休日にあたる場合はその直前の平日に支給します)。

★4/10(木)は、2～3月分の児童手当  
定期支給日です。個別に支払い通知はしませんので、通帳で入金をご確認ください。

現況届  
について

お子さんの養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、下記に該当する方は現況届の提出が必要です。対象の方には毎年6月に現況届を送付しますので、提出をお願いします。

- ・未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ・お子さんの住民票がない方
- ・その他、状況を確認する必要がある方

問い合わせ 市役所市民保険課 児童手当係 ☎57-8506

COUNSELING  
相談

### 子育て・教育無料相談

不登校やひきこもり、いじめや非行など、生活の中で不安や悩みを抱えているお子さんや、子育てに悩みの保護者・支援者の方を対象に公認心理師による無料相談を実施しています。秘密厳守で行いますので、お気軽にご相談ください。

事前に予約が必要です。日程の確認や予約についてはご連絡ください。小さなお子さん同伴の方も安心してご相談ください。

■対象

市内在住、在勤、在学の方(子どもから大人まで)

■日時 毎月第1・第3金曜日 13時～17時

※相談時間は約1時間

■場所 旧森田家住宅

(森田正馬生家)相談室

■問い合わせ

市教育委員会生涯学習課 青少年育成係

■予約フォーム



### 貸借トラブル110番

進学、就職や転勤などで賃貸住宅を借りたり退去したりすることが増えるこの時期、賃貸借トラブルに特化した相談窓口として、司法書士会が「賃貸借トラブル110番」を開催します。

■日時

4月13日(日)10時～13時

■場所 県立消費生活センター 高知市旭町3丁目一五「ソール」2階

■相談料 無料

■相談方法 面談または電話

※予約不要。面談の場合は直接会場にお越しください。電話の場合は開催時間内に「県立消費生活センター」相談窓口へ連絡いただき、「賃貸借トラブル110番への相談」とお伝えください

■問い合わせ

県立消費生活センター ☎088-824-0999

税 定 資 産 税 税 料  
市 県 民 保 険 料  
国 民 健 康 保 険 料  
介 護 保 険 料  
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料  
随 2 期 の 納 期 限 は  
4 月 3 0 日 ( 水 ) です。  
期限内の納付をお願いします。